

令和7年度排出量取引セミナー 質問に対する回答

No	質問	回答
1	第3削減期間の削減により発行された超過削減量は従来どおり第4削減期間の自社への排出削減不足量に充当できるのでしょうか。	充当できます。これまでどおり次期まで持ち越すことができます。
2	超過削減量の売買契約の契約書の雛形はありますか？	県HP「排出量取引の契約手続（準備・相手の選定・契約の締結・事後確認）」に掲載しています <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/torihikitejun.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/torihikitejun.html</a>
3	自社の大規模事業所Aから自社の大規模事業所Bに超過削減量を移転する場合、指定管理口座Aから一般管理口座への振替と一般管理口座から指定管理口座Bへの振替を同時に申請できるのでしょうか。	同時に申請できます。
4	クレジットは都市ガスなどを使用した場合に発生するCO2にも充填できるのでしょうか。	都市ガスの使用を含め、全ての目標設定ガスの排出量を合計したときの削減不足に充当できます。
5	出光興産株式会社が行っているカーボンオフセットfuelのようなクレジットを活用した燃料油は、目標設定型排出量取引制度でも削減量と認められるような反映はされていくのでしょうか。	現在は通常の燃料と同じ扱いですが、今後、地球温暖化対策の推進に関する法律の改正などによっては、目標設定型排出量取引制度でも対応する可能性はあると考えます。詳細は別途御相談ください。
6	カーボンオフセット・マッチング事業の資料に「オフセットをしたい事業者」は排出量取引制度対象でない者（自治体、企業等）と書かれています。制度対象事業者に売却できずにいるクレジットをこの事業で制度対象でない者に売却可能ということでしょうか？	今回説明した事業は、排出量取引制度におけるオフセットクレジット等を無効化して、その環境価値を排出量取引制度対象でない事業者のCO <sub>2</sub> 排出活動へオフセットするものです。 オフセットにあたり制度対象外の事業者へ環境価値が移転する際に有償・無償とするかについては規定しておりませんが、有償希望で県がマッチング先を探すことは想定しておりません。 なお、「埼玉県カーボンオフセットロゴマーク使用規程」の使用承認条件を満たしていれば、県のマッチングによらずオフセット先の事業者を決めて、有償で環境価値を移転することは差支えありません。